修　繕　設　計　書

年　度	令　和　４　年　度						
修繕場所	明石市藤江９２４−８　明石市消防局		修繕方法及び修繕期限	請　負			
				契約締結の翌日より			
				令和５年２月２８日まで			
修繕名称	明石市消防局庁舎南側外構床面修繕		支払い方法	前払金	無		
				部分払	無		
修繕概要	１　養　生　工　　１　式						
	２　既存タイル撤去工　　１　式						
	３　既存花壇撤去工　　１　式						
	４　アスファルト舗装工　　１　式						
	５　ポールコーン設置工　　１　式						
	６　重機回送費　　１　式						
	７　交通誘導員　　１　式						
設計金額	円	消費税相当額	円	当初請負金額	円	消費税相当額	円

工　事　費　内　訳　書

費目・工種・種別・細目		数量	単位	単価	金額	備考
直接工事費計		1	式			第0001号明細表
	共通仮設費	1	式			
純工事費						
	現場管理費	1	式			
工事原価						
	一般管理費	1	式			
工事価格						
	消費税相当額	1	式			
総　計						

内 訳 明 細 表

第0001号明細表

工　　種	規　　格	数量	単位	単　価	金　　額	摘　　要
養生工		1	式			工種　第0001号明細表
既存タイル撤去工		1	式			工種　第0002号明細表
既存花壇撤去工		1	式			工種　第0003号明細表
アスファルト舗装工		1	式			工種　第0004号明細表
ポールコーン設置工		1	式			工種　第0005号明細表
重機回送費		1	式			工種　第0006号明細表
交通誘導員		1	式			工種　第0007号明細表
合　　計		1	式			

養生工

工 種 明 細 表

工種　第0001号明細表

工　　種	規　　格	数量	単位	単　価	金　　額	摘　　要
シート養生	ポリシート W=900mm(材工共)	51.0	m			
ベニヤ養生	1830*920*2.5mm(材工共)	10.0	枚			
合　　計		1	式			

既存タイル撤去工

工 種 明 細 表

工種　第0002号明細表

工　　種	規　　格	数量	単位	単　価	金　　額	摘　　要
カッター切り工	タイル目地 t=50mm	4.7	m			
タイル取壊し工	磁器質タイル t=10mm （照明灯の下部は除く）	50.2	m^2			
モルタル取壊し工	下地モルタル t=40mm	2.01	m^3			
残ガラ積込み工	上記取壊しガラ(人力積込み)	2.51	m^3			
残ガラ処分工	取壊しタイルガラ	0.5	m^3			
残ガラ処分工	取壊しモルタルガラ	2.01	m^3			
合　　計		1	式			

既存花壇撤去工

工 種 明 細 表

工種　第0003号明細表

工　　種	規　　格	数量	単位	単　価	金　　額	摘　　要
植栽撤去工	花壇内植栽	4.27	㎡			
植栽積込み処分工	上記植栽（人力積込み、運搬処分）	0.64	㎥			
花壇内掘削工	土砂掘削　t=150mm（人力掘削）	0.64	㎥			
掘削土砂積込み工	上記掘削残土（人力積込み）	0.64	㎥			
残土処分工	掘削残土	0.64	㎥			
タイル取壊し工	45二丁タイル　t=10mm	2.9	㎡			
コンクリート取壊し工	花壇立上りコンクリート　0.38㎥程度	1.0	式			
残ガラ積込み工	上記取壊しガラ（人力積込み）	0.4	㎥			
残ガラ処分工	取壊しタイルガラ	0.02	㎥			
残ガラ処分工	取壊しコンクリートガラ	0.38	㎥			
合　　計		1	式			

アスファルト舗装工

工 種 明 細 表

工種　第0004号明細表

工　　種	規　　格	数量	単位	単　価	金　　額	摘　　要
不陸整正工	基礎コンクリート天端	50.2	㎡			
基礎砕石工	RC-40 t=100mm（敷均し転圧共）	5.7	㎡			
乳剤散布工	基礎コンクリート天端 基礎砕石天端	55.9	㎡			
舗装工	ベンガラ密粒度アスコン t=50mm	55.9	㎡			
ボーダーモルタル塗り工	t=120mm W=100mm	0.6	m			
合　　計		1	式			

ポールコーン設置工

工 種 明 細 表

工種　第0005号明細表

工　　種	規　　格	数量	単位	単　価	金　　額	摘　　要
新設ポールコーン費	樹脂製 緑色 再帰性反射材付 小径台座1本脚アンカータイプ h=800㎜	2.0	本			
同上設置工	削孔ボンド共	2.0	本			
合　　計		1	式			

重機回送費

工 種 明 細 表

工種　第0006号明細表

工　　種	規　　格	数量	単位	単　価	金　　額	摘　　要
回送費	バックホウ等	1.0	式			
合　　計		1	式			

交通誘導員

工 種 明 細 表

工種　第0007号明細表

工　　種	規　　格	数量	単位	単　価	金　　額	摘　　要
交通誘導員	交通誘導員B	6	人			
合　　計		1	式			

修　繕　特　記　仕　様　書

第　１　条　本修繕は、明石市消防局庁舎外構床タイル及び花壇が非常に老朽化しており、通行者の転倒事故等が懸念されるため、改修することにより事故の防止に努めるものである。

第　２　条　本修繕の概要は下記のとおりである。

（１）修 繕 名　　明石市消防局庁舎南側外構床面修繕

（２）修繕場所　　明石市藤江９２４-８　明石市消防局

（３）工　　期　　契約締結日の翌日から令和５年２月２８日まで

（４）修繕の内容

１．養　　生　　工（ 材 工 共 ）

・シート養生(ポリシート W=900mm)

既存タイル(垂直部)及びカラーコーン等　　51.0m

・ベニヤ養生(1830*920*2.5mm)施工箇所廻り(水平部)　　10.0 枚

２．既存タイル撤去工

・カッター切り工(集塵共)

タイル目地部 t=50mm　　4.7m

・タイル取壊し工(人力及びハンドブレーカー)

磁器質タイル t=10mm　　50.2 ㎡

・モルタル取壊し工(人力及びハンドブレーカー)

下地モルタル t=40㎜ 2.01 ㎥

・残ガラ積込み工 2tDT 人力積込み

上記取壊しガラ(タイル及びモルタル) 2.51 ㎥

・残ガラ処分工 2tDT(運搬及び投棄料)

取壊しタイルガラ 0.50 ㎥

・残ガラ処分工 2tDT(運搬及び投棄料)

取壊しモルタルガラ 2.01 ㎥

３．既存花壇撤去工

・植 栽 撤 去 工 花壇内植栽 4.27 ㎡

・植栽積込み処分工 2tDT 人力積込み

上記植栽 0.64 ㎥

・花壇内掘削工(人力)

土砂掘削 t=150 ㎜ 0.64 ㎥

・掘削土砂積込み工 2tDT 人力積込み

上記掘削残土 0.64 ㎥

・残 土 処 分 工 2tDT（運搬及び投棄料）

掘削残土 0.64 ㎥

・タイル取壊し工(人力及びハンドブレーカー)

45 二丁タイル t=10 ㎜ 2.9 ㎡

・コンクリート取壊し工（人力及びハンドブレーカー）

花壇立上がりコンクリート 0.38 ㎥程度 1.0 式

・残ガラ積込み工 2tDT 人力積込み

上記取壊しガラ 0.4 ㎡

・残ガラ処分工 2tDT（運搬及び投棄料）

取壊しタイルガラ　0.02 ㎥

・残ガラ処分工　2tDT（運搬及び投棄料）

取壊しコンクリートガラ　0.38 ㎥

４．アスファルト舗装工

・不 陸 整 正 工（人力及び機械併用）

基礎コンクリート天端　50.2 ㎡

・基 礎 砕 石 工（人力及び機械併用）

RC-40 t=100 ㎜ 敷均し転圧共　5.7 ㎡

・乳 剤 散 布 工（人力）

基礎コンクリート天端及び基礎砕石天端　55.9 ㎡

・舗　　装　　工（人力及び機械併用）

ベンガラ密粒度アスコン　t=50mm　55.9 ㎡

・ボーダーモルタル塗り工（ベンガラ密粒度アスコンと既存花壇の境）

t=120mm W=100mm　0.6m

５．ポールコーン設置工

・新設ポールコーン費

樹脂製 緑色 再帰性反射材付

小径台座１本脚アンカータイプ h=800 ㎜　2.0 本

・同 上 設 置 工（削孔ボンド共）　2.0 本

６．重 機 回 送 費　バックホウ、振動ローラ等　1.0 式

７．交 通 誘 導 員　交通誘導員Ｂ　６人

第 ３ 条　本修繕は、消防局敷地内での作業であるため、来庁者あるいは消防車両の通行には細心の注意を払うとともに、交通誘導員を配備し十分に安全の確保に努めること。

また、作業時においては安全帯・保護具などを着用し災害防止に努めること。

第 4 条　本修繕を施工するにあたっては、施工日時、施工時間、施工方法等を事前に消防局係員と十分協議し、承諾を得て実施すること。

また、土・日・祝日については、原則として業務は実施しないものとする。

第 5 条　本修繕により発生した撤去品(廃棄物)については、関連法規等を遵守し全て受注者が責任をもって適正に運搬・処分するものとする。

第 6 条　本修繕を施工するにあたって、必要な用水・電力は消防局より支給するものとする。

第 7 条　修繕完了時においては、消防局係員の立会検査を受けるとともに、指摘事項があった場合には検査員の指定する期間内に、手直し等を忠実に実施するものとする。

第 8 条　本修繕の施工に際し、当然必要と思われる関連工事はすべて施工すること。

また、本仕様書等に疑義が生じた場合は、全て消防局係員の解釈に従うものとする。

修　繕　共　通　仕　様　書

第１章　　総　則

１　本仕様書の適用

(1) 本仕様書は、明石市消防局が発注する修繕に適用する。 但し、特別な仕様については「特記仕様書」に従い施工するものとする。

２　費用の負担

(1) 業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

３　法令等の遵守

(1) 受注者は、業務の実施に当たり関連する法令等を遵守し、必要な届け出・手続き等はあらかじめ消防局係員と協議の上、請負者が代行するとともに、忠実に誠意をもって迅速に施工し、全て受注者の責任施工とする。

４　提出書類

(1) 受注者は、業務の着工及び完成に当たって明石市の契約約款に定めるものの他、下記の書類を提出しなければならない。但し、消防局係員が必要でないと認めた場合はこのかぎりではない。

①　着工届	１部	Ａ４版
②　工程表	３部	サイズについては消防局係員と協議のこと。
③　業務責任者届	１部	Ａ４版

④　経歴書・資格者の写し　　１部　　Ａ４版

⑤　修繕費内訳書　　１部　　Ａ４版

⑥　施工計画書　　１部　　Ａ４版

⑦　有資格一覧表（免許の写しを含む）　１部　　Ａ４版

⑧　完成届　　１部　　Ａ４版

尚、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

5　業務責任者

(1) 受注者は、業務責任者をもって秩序正しく業務を行わせると共に、高度な技術を要する部門については相当の経験を有する技術者を配置し、施工の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。

6　工程管理

(1) 受注者は、工程に変更が生じた場合には速やかに工程表を再提出し、協議しなければならない。

7　品質

(1) 機器・材料等の製作・据付においては、消防施設で使用される設備の使用目的を発揮できることを最優先とし、いかなる場合も機能を発揮できるまで受注者の責務でもって対処すること。

8　検査

(1) 業務責任者は、完成検査及びその他検査には立ち会わなければならない。

(2) 受注者は、各工程ごとに消防局係員の検査を受け、合格しなければならない。

(3) 中間確認は、完成後外部から検査できない箇所について実施する。

(4) 受注者は、完成検査において不合格を指摘された箇所は、手直しを行わなければならない。

9　関係官公庁との協議

(1) 受注者は、関係官公庁との協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

10　証明書の交付

(1) 必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

11　疑義の解釈

(1) 受注者は、事前に設計図書等を十分確認したうえで、入札に応じること。また、落札決定後の異議については一切認めないものとする。もし、修繕内容等に疑義のあるときは入札前に解決し、落札後は消防局係員の解釈に従うこと。

第２章　　図　書　の　提　出

1　提出書類

(1) 受注者は、下記書類を提出し、消防局係員の承認を得ること。但し、消防局係員が必要でないと認めた場合はこのかぎりでない。

①	承認図	３部	サイズについては消防局係員と協議のこと。
②	修繕日報	１部	Ａ４版
③	主要資材メーカーリスト及び材料試験表	１部	Ａ４版
④	緊急連絡網	１部	Ａ４版

⑤　完成図書　　２部　　Ａ４版

⑥　修繕写真（カラーコピー）　　１部

⑦　各保証書　　２部（完成図書に収納（１部コピーでも可）

⑧　各仕様書・カタログ・取扱説明書　　２部　　Ａ４版

⑨　納品書　　２部（完成図書に収納（１部ｺﾋﾟｰ））

第３章　　一　般　事　項

１　施工管理

(1) 業務責任者は、常に修繕現場に常駐し、消防局係員の指示を受け、施工管理・材料機器等の保管及び現場作業員の指導等、修繕に関する一切の事項を処理すること。

(2) 既設撤去物については、消防本部係員の指示のもと、場外適正処分又は指定場所に整理整頓すること。

２　損傷部補修

(1) 本修繕施工に際し、建造物・機器等を損傷しないように充分注意すること。

(2) 万一損傷した場合は、消防局係員の指示に従い、同程度の資材をもって速やかに原形復旧すること。

３　災害事故防止

(1) 修繕箇所は消防局内であるため、現場作業員等の災害事故防止対策に万全を期すほか、労働基準法・労働安全衛生法等の作業保安規定に違反せぬよう努めること。

(2) 修繕災害及び第三者に対する災害等が発生した場合は、全て受注者の責において処理すること。

4　廃棄物処理

(1) 本業務において発生した廃棄物については、法の定めるところにより、適正に運搬・処分すること。

(2) 廃棄物の運搬・処分に要する費用は、全て受注者が負担するものとする。

(3) 廃棄物の運搬・処分に関しては、引き取り業者の産業廃棄物収集運搬業許可証の写し、産業廃棄物処分業許可証の写しを提出すること（原則、兵庫県とする）。

(4) 廃棄物の処分に関し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を管理票交付の日から 90 日以内、もしくは当該年度 3 月 31 日までの内、短い期間の方で排出事業者に当該管理票の写しを送付しなければならない。

5　保証期間

(1) 保証期間は、完成後 1 年間とする。

6　その他

(1) 本業務に直接使用する電力・用水等は無償支給する。

(2) 本業務完了に際し、消防局係員の指示に従い、整理整頓・後片付け等の清掃を行うこと。

(3) 明石市のすすめる環境マネジメントシステムの実施・維持に協力し、省エネ・省資源・廃棄物の減量・リサイクルの推進等により環境負荷の低減を図ること。

(4) 報告書・完成図書等のフォームについては、原則次頁のとおりとするが、消防局係員が必要でないと認めた場合はこのかぎりでない。

以上のとおり本仕様書は、本業務の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項についても、目的達成のために必要な事項又は業務の性質上必要と思われるものについては、契約金額の範囲内に限り受注者はその責任において遂行しなければならない。

背表紙

令和□□年度

○

○

修

繕

完

成

図

書

受注者名

表紙

令和□□年度

△△修繕　完成図書

受注者名